

ごみ・リサイクルに関するお知らせ

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集日◆6月16日(休)

申込期間◆6月6日(月)～6月13日(月)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



金属資源リサイクル推進のため小型家電製品を回収しています！

小型家電製品には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。小型家電製品のリサイクルにご協力をお願いします。

回収ボックス 設置場所

- ・美郷町役場(正面玄関風除室内)
- ・六郷出張所(正面玄関風除室内)
- ・仙南出張所(正面玄関をまっすぐ入り、美郷町公民館ロビー内)

「小型家電製品回収」で回収できるもの

アイロン、ドライヤー、携帯電話、スマートフォン、ビデオデッキ、HDDレコーダー、デジタルカメラ、ゲーム機、ACアダプター・充電器、各種ケーブル、基盤類、電気式炊飯器、ラジカセ、時計、電子手帳、電卓、パソコン など

古着・古布回収を一時休止します

これまで町では、可燃ごみの減量とリサイクルの推進のため、古着と古布の回収を年4回実施していました。

その古着と古布について、新型コロナウイルス感染症の

影響により再資源化としての流通が滞っていること、また、資源物としての受け入れ先の確保が困難な状況が続いていることから、昨年度に続き、令和4年度も回収を一時休止としますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



汚れがひどいものなど、再資源化できない古着や古布は「もやせるごみ」に出してください。

ごみを集積所に出すときはルールを守りましょう

- ① ごみを分別し、町指定ごみ袋を使用してください。
- ② 町指定ごみ袋に「行政区・氏名」を必ず記入してください。
- ③ カラスや動物による食害、周辺への臭いなどを防ぐため、集積所には午前8時までにしてください。

左記を守らず集積所にごみを出す行為が散見されています。ルールを守らない場合は集積所よりごみ袋を収集しない場合がありますのでご協力願います。

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

美郷町ホームページをご利用ください！

行政サイト



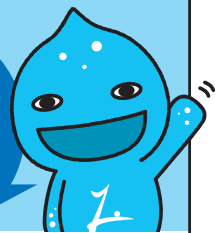
最初にこのページが表示されます



美郷町観光情報公式サイト



たくさん
アクセス
してね！



<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町

検索

美郷町地域振興券販売事業の購入当選者に 購入引換券はがきを郵送します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さらなる町内経済の回復を支援するため、1セット1万円分の美郷町地域振興券を5,000円で販売する「美郷町地域振興券販売事業」を実施しています。

5月17日(火)まで、はがきによる購入申込を受け付けていましたが、購入申込セット数が発行予定セット数を上回っていたことから、抽選により購入当選者を決定しました。

6月上旬に、町から購入当選者に対して美郷町地域振興券の購入引換券はがきを郵送しますので、購入当選者は、次

の引換券交換所に購入引換券はがきを持参し、購入代金と引き換えに美郷町地域振興券を受け取ってください。

※購入引換券はがきに記載された期間内に、引き換え手続きをされるようお願いいたします。

※抽選から漏れた方に対しては、結果通知などは行いませんのでご了承ください。

引換券
交換所

◆千畑温泉サン・アール ◆道の駅美郷
◆美郷屋(名水市場湧太郎内)

美郷町地域振興券取扱店を募集しています

対象要件 ◆町内において店舗等を有する事業者

取扱店区分

- ①商品券取扱店
→主に小売業を営む店舗
- ②飲食券取扱店
→主に飲食業を営む店舗
- ③サービス券取扱店
→①、②の対象店舗を除く、主に町民向けサービスを営む店舗
- ④共通券取扱店
※①から③は1店舗1区分の登録となります。
※④は①から③のすべての店舗を登録します。

募集期限 ◆11月30日(水)

手数料等 ◆登録料および換金手数料は無料です。

応募方法 ◆申請書を町商工観光交流課または美郷町商工会へ提出してください。申請書は、町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

美郷町プレミアム応援券取扱店に登録された事業者は、美郷町地域振興券取扱店としても登録しますので、申請書の提出は不要です。

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

建設課

浄化槽水質環境保全費補助金を 交付します

合併浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に補助金を交付します。

補助金額 ◆5,000円

申請期限 ◆令和5年3月31日(金)

必要書類 ◆

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・検査結果書(浄化槽法第7条または第11条)の写し
※検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参してください。
- ・申請者本人名義の振込口座通帳の写し
※昨年度も当補助金を申請済みで、振込口座に変更がない場合は省略できます。

申請方法 ◆左記の必要書類を町建設課または六郷・仙南各出張所のいずれかに提出してください。

※法定検査終了後、対象者の方に申請書を送付します。

なお、申請書は町建設課、六郷・仙南各出張所にも用意するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※申請は浄化槽1基につき、年度内に1回のみです。

次に該当する場合は補助金を 交付できませんのでご注意ください

- ・トイレのみを処理する単独浄化槽を設置している場合
- ・下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している場合
- ・設置者または設置者が属する世帯構成員が、町税、各種使用料および資金貸付金の償還を滞納している場合
- ・50人槽以上の浄化槽を設置している場合
- ・町で設置した浄化槽を使用している場合

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910